

「（仮称）第 4 次秋田市子ども・子育て未来プラン」（素案）の検討について

（仮称）第 4 次秋田市子ども・子育て未来プランは、現行プランに引き続き、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画であると同時に、次世代育成支援対策法に基づく市町村行動計画として、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の本市のこども・子育て支援を一体的に推進していくための計画として策定します。

市町村行動計画は、国が次世代育成支援対策法に基づいて策定する行動計画策定指針を指針として策定しますが、行動計画策定指針が今年度中に改定されることとなっています。改定後の行動計画策定指針は、市町村行動計画に盛り込む施策や事業の内容が記載されていたものが全て削除され、項目ごとに「こども大綱」の関連箇所を引用するという形になることが示されており、素案はこれを踏まえて、現行プランの構成を引き継ぎながらこども大綱の表現なども取り込んで作成しています。

また、次期プランは、こども大綱や県のこども計画を踏まえて策定する市町村こども計画の一部として位置付けることとしています。

※参考

第 6 回子ども・子育て支援等分科会 （こども家庭庁ホームページ内）

資料 4-2 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の見直しについて

https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/37e4e684

こども大綱 （こども家庭庁ホームページ内）

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou>

第 1 部 総 論 編

第 1 章	計画の概要	（【資料 2】第 1 部新旧対照表）	ページ
1	計画策定の趣旨	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の位置づけ	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の目的	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	計画の期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	計画の対象	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	第 3 次秋田市子ども・子育て未来プランの評価	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 2 章	こどもと子育て家庭を取り巻く状況	（【資料 3】、【資料】）	
1	人口と世帯の状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	婚姻の状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	出生の状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果から	・・・・・・・・	6

第3章 計画の基本的な考え方（【資料3】、【資料3-1】）

1	基本理念	10
2	基本目標と施策体系	11
3	進行管理と推進体制	省略

第2部 各論編（【資料4】第2部新旧対照表）

第1章 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供

1	幼児教育・保育環境の充実	1
2	幼児教育・保育の質の向上	4
3	多様な保育ニーズへの対応	4

第2章 地域におけるこども・子育て支援の充実

1	地域における子育て支援の充実	5
2	放課後児童対策の充実	6

第3章 妊娠期からの切れ目ない支援

1	妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実	6
2	食育の推進	7
3	小児医療への支援	7

第4章 次代を担うこども・若者の育成支援の充実

1	こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	8
2	家庭や地域の教育力の向上	9
3	青少年健全育成活動の推進	9
4	次代を担う若者の育成支援	10

第5章 ワーク・ライフ・バランスの推進

1	ワーク・ライフ・バランスの推進	10
---	-----------------	----

第6章 安全・安心な生活環境の整備

1	こどもの安全確保	11
2	子育てを支援する生活環境の整備	11

第7章 こどもと家庭へのきめ細かな支援

1	児童虐待防止対策の充実	12
2	ひとり親家庭の自立支援の推進	13
3	障がい児等に対する支援の充実	13
4	子育てに係る経済的支援の充実	14

第3部 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策（【資料5】）

1	教育・保育の量の見込みと確保方策	1
2	地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策	11

第4部 資料編（「省略」）